

# 福祉環境委員会記録

令和3年3月5日(金)  
09時58分～15時26分  
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長(健康医療対策課長)、藤井地域福祉課長、

湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長、

久保新型コロナウイルスワクチン対策室長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、井上保険年金課長、野田環境課長、森脇税務課長、

土谷資産税課長

〔金城支所〕篠原金城支所長、岩崎金城支所市民福祉課長

〔上下水道部〕宇津上下水道部長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

---

## 議題

### 1 請願等の意見陳述

(1) 請願第20号 波佐診療所の移転拡充に関する請願について

(2) 陳情第183号 市民に有効な凍結災害防止対策の検討を求める陳情について

### 2 請願第20号 波佐診療所の移転拡充に関する請願について

【賛成多数 採択】

### 3 陳情審査

(1) 陳情第183号 市民に有効な凍結災害防止対策の検討を求める陳情について

【賛成全員 採択】

### 4 議案第8号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

### 5 議案第16号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

### 6 議案第17号 浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について

【全会一致 可決】

裏面あり

- 7 議案第18号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 8 議案第21号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 9 執行部報告事項
- (1) インフルエンザ予防接種費用助成及び浜田市外来検査センターの実施状況について **【健康医療対策課】**
- (2) 浜田市子育て世代包括支援センターについて **【子育て支援課】**
- (3) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラスについて **【子育て支援課】**
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種対応について **【新型コロナウイルスワクチン対策室】**
- (5) 第3次浜田市環境基本計画の策定について **【環境課】**
- (6) 「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について **【環境課】**
- (7) インクカートリッジの回収について **【環境課】**
- (8) 令和3年度 地方税制改正の概要について **【税務課・資産税課】**
- (9) その他  
(配布物)
- ・ 浜田市障がい福祉計画（第6期）・浜田市障がい児福祉計画（第2期） **【地域福祉課】**
  - ・ 浜田市高齢者福祉計画 **【健康医療対策課】**
  - ・ 浜田市人口状況（R2.11月末～R3.1月末） **【総合窓口課】**
- 10 所管事務調査
- (1) 浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所の整備に係る進捗状況について **【子育て支援課・健康医療対策課】**
- (2) 乳幼児発達支援事業（巡回訪問）について **【子育て支援課】**
- (3) 側溝の悪臭について **【環境課】**
- 11 その他
- 12 取組課題「子育て支援について」（委員間で協議）

## 【議事の経過】

( 開 議 09時 58分 )

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。出席委員は8名で定数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、執行部の出席者は、議題に関係のある部課長のみとなっているのでよろしく願います。  
それではレジュメに沿って進めていく。

### 1. 請願等の意見陳述

柳楽委員長

こちらについては、今回から行うので説明する。請願者や陳情者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願等の趣旨や意見等を述べる機会を設けることとなった。今回付託された請願1件、陳情1件について、いずれも意見陳述の申し出があったので実施する。

まず、請願の趣旨や意見等、請願等の書面では伝えきれなかったことを述べていただき、その意見陳述について、委員から陳述者へ確認したいことや質疑があれば行う。続いて、陳情についても同様に意見陳述を行い、陳述後、委員から陳述者への質疑を行う。意見陳述者からは、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

意見陳述の時間は、1件につき3分以内である。こちらが、「陳述をお願いします」と言った後に、陳述を始めていただきたい。

副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後、2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了していただきたい。

意見陳述の内容は、当該請願等に係る内容とし、個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでいただきたい。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。

#### (1) 請願第20号 波佐診療所の移転拡充に関する請願について

柳楽委員長

それでは、陳述をお願いします。

意見陳述者(三浦氏)

先般2月4日、議長に提出した波佐診療所の移転拡充に関する請願について、福祉環境委員会において意見陳述の機会をいただき誠に感謝する。今回の請願の要旨は、新型コロナウイルス感染症対策により改善が必要となった現在の波佐診療所にかわる医療介護施設として、波佐さんあいホームの整備をお願いしたが、新型コロナウイルス感染症対策については市長から早急に改善いただける旨を回答いただいたので、もう一つの課題である現在の波佐診療所を遊休施設の波佐さんあいホームに現状の機能で移転し、ホームヘルパー、看護師、ケアマネージャーなどが利用できる訪問介護の施設拡充を

お願いする。

請願の理由として、波佐小国自治会が中心となって昨年2月に立ち上げた波佐小国地域医療等課題検討協議会で、1年間四つの課題解決に取り組んだ。一つは災害時に高齢者等をどう支えるか、波佐診療所の患者の情報を波佐自主防災会に提供していただき、有事の際に要支援情報と共に活用できるようにした。

二つ目は高齢者等の交通移動外出の不便問題である。小国自治振興会においては昨年9月から民間タクシーによる買い物タクシーの試行実験を実施した。波佐地域においても12月から3月まで、自宅から診療所まで無償ボランティア輸送を試験的に実施している。利用者には好評で、4月からは金融機関への送迎も行い、診療所からは今後コロナワクチン接種の輸送協力が要請されている。

三つ目は波佐小国地域の介護福祉の現状について協議した。波佐診療所の佐藤医師から、波佐小国地域内には施設・グループホームがない、波佐小国地域まで上がってくれる訪問系や送迎してくれる通所系サービス事業者、人材がほとんどいない中、自治会、住民、関連各所と一緒に今後の波佐小国地域の介護、福祉をどうしていくか考えていきたいとの提案をいただいた。その中で波佐さんあいホームの活用も話題になった。金城自治区の介護サービス利用状況と通所サービス事業者の意向を調査したところ、現状では介護サービスを受けたくても受けられない地域であることがわかった。

四つ目は診療所のあり方について協議した。波佐診療所でも新型コロナウイルス感染症対策が始まり、手狭な施設では診察室が限られ、一般の診療や治療は感染症対策と同じ部屋で時間調整が図られている。また医療スタッフは毎回検査後の消毒など負担が増えている。

3分経過した。

もう少しよろしいか。一番大事なところを今からお願いしたい。

このような波佐小国地域の医療福祉の課題解決には、現在遊休施設の波佐さんあいホームに手狭な波佐診療所を移転し、地域の医療福祉を一体として取り組むことが必要との結論に至った。

また、自分たちでできるものは自助、地域でお互い助け合うものは互助、行政にお願いしなければならないものは公助、それぞれ役割分担が必要であることを学んだ。波佐診療所は波佐地区住民の医療拠点として重要な役割を担っている。特に平成15年、斎藤所長に赴任いただいて以降、現在の佐藤医師を初め医療スタッフは地域住民の心のよりどころである。今回の請願については波佐自治会地域協議会の賛同をいただき。

陳述者は、まとめていただけないか。

20歳以上の波佐地区住民555名のうち、499名の賛同をいただいた。最後に福祉環境委員の皆には本請願に一層のご理解を頂戴し、ご賛同いただくよう、よろしくお願い申し上げ意見陳述を終わる。

柳楽委員長  
意見陳述者（三浦氏）

柳楽委員長  
意見陳述者（三浦氏）

- 柳楽委員長 ただいまの陳述について委員から陳述者へ確認したいことなどはあるか。
- 佐々木委員 丁寧な陳述により理解が深まった。冒頭言われたコロナ対策については市長が早急に対策すると回答されたそうだが、今回の主願である、さんあいホームを診療所にという要望については、市長にされているか、議会が先行しているのか、しているが回答がないのか。もしあれば市長の回答も併せてお願いしたい。
- 意見陳述者(三浦氏) 新型コロナウイルス感染症対策として、波佐診療所の移転をと最初はお願いしたが、コロナウイルスに関しては早急に対応すると。なので、コロナウイルスの対応とさんあいホームへの移転は別問題と考えると市長から回答を得た。なので、議会へもさんあいホームの移転ということで今回お願いさせていただくことにした。
- 佐々木委員 別問題で今後考えるので、執行部の回答ははっきりしてないということか。
- 意見陳述者(三浦氏) 市長からは、コロナ対策は非常に短期なもので、移転問題は少し時間をかけて検討したいと回答を得ている。
- 岡本委員 さんあいホームの活用について我々に聞かれているのか、それとも診療所の移転とさんあいホームが一緒なのか。私はさんあいホームの活用の話と捉えたのだが。
- 意見陳述者(三浦氏) 診療所は現状の機能のまま移転していただきたい。波佐さんあいホームについては介護福祉の機能として活用していきたい。両方を併せて今回、移転拡充をお願いしたいというのが趣旨である。
- 澁谷委員 波佐小国という一番雪が多い地域。こういう請願が出る前に本当ならば行政としても十分対応しなければならない地域。集落の規模が自立というか、限界集落の状態でないままに地域活動を行われているという印象を持っている。ここまでの請願をされたというのは本来ならば行政が素早く対応すべき案件を、スピード感がなかったのかという印象を持つ。地域の声としてはどうか。
- 意見陳述者(三浦氏) 介護の中でお話ししたが、雲城のさんあいホームは昨年サービスをやめられた。波佐小国地域からも約20人がサービスを受けていた。浜田から事業者が上がって来ていただきたい。その辺も調査したが、波佐小国については遠隔ということで、どの事業者も敬遠している。サービスを受けたいが受けられないのが現状なのだと、我々もこの協議会の取り組みをする中で学んだ。よってそういう現状の中で地域の遊休施設を活用したいというのが地区住民の思いである。
- 田畑委員 現在の波佐診療所が手狭なので、さんあいホームに移りたいとのことだが、面積的にどの程度変わるのか。陳述者の言われることはそのとおりだと思う。中山間地域の医療難民がよりよい医療を受けるには、広い建物の中がよい。ましてや今はコロナの問題があるので、地域医療と福祉が一体となった建物に入られるのは非常によい。面積はどのくらい広くなるのか。
- 意見陳述者(三浦氏) 数倍になる。今の診療所は非常に狭く、特にコロナ患者と一般患

- 者の時間差を設けて対応しているのだが、入り口が一つしかないので一般患者の待合室を通過してコロナ検査をしないとイケない状況である。これから感染症がどうなるかわからないが、せつかく近くに遊休施設があるのだからそこに移転して、広いところで診療していただき、併せて介護福祉もやっていただければ地区民として非常にありがたい。
- 佐々木委員 四つの地域の協議会の取り組みなど、非常に高齢者支援に地域を挙げて取り組んでおられることに対して、まさに行政を助けることをしっかりされていることに敬意を表す。先進的なことである。意見として申し上げておく。
- 意見陳述者（三浦氏） 大変温かい言葉に感謝する。自分たちができることは自助でやる、地域でお互いに支え合うことは互助でやる、それでもできないことを行政にお願いしたい。
- 小川委員 一番深刻なのは、介護事業者が遠距離のため敬遠されていることである。そこに例えば機能に移転した場合、そういう方々が来るのか、あるいは違った方法で介護サービスが受けられる環境がつけられるのか、見通しや考えを伺いたい。
- 意見陳述者（三浦氏） 無償ボランティアで輸送事業をやっているが、そういった地域が高齢者のところへ行って施設へ連れてきて、訪問ケアのかわりやっていたりなど、地域ではこれからのいろいろな取り組みが考えられると思うが、まずその居場所を行政につくっていただきたいというのが今回の趣旨である。
- 柳楽委員長 ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )

## (2) 陳情第183号 市民に有効な凍結災害防止対策の検討を求める陳情について

- 柳楽委員長 それでは、陳述をお願いします。
- 意見陳述者（森谷氏） 凍結災害を繰り返さないように、本気で対策を考え、具体的に実行してほしい。今年の1月に、また大きな凍結災害が起こった。結構繰り返し起こっている。本来なら二度と起こらないように本気で考えるところである。
- 平成28年の凍結災害直後、1月27日の福祉環境委員会での原因発表は、「事前の対策がなかったから。心構えができていれば大丈夫。なぜそれができていなかったか理由はわからない。全体周知は難しい。ホームページ、防災メール、防災無線、広報車など広報の仕方に課題がある。布を巻いただけではだめだ」と。
- さらに1週間後、2月4日の全員協議会では「改善は検証中である。空き家については漏水調査が速やかにできる方法を検討中。家庭内の漏水が大きな原因であった。高齢者が対策をとれなくなっている。アパート入居時に具体的な方法を広報する。Facebook、Twitter、LINEは大変重要なので検討したい」ということであった。

1か月後の2月26日の一般質問では、広報について「さらなる周知を検討する必要がある、また、給湯器の破損を想定していなかったのも大きな原因だった。今後はより具体的な凍結対策を広報し、空き家を中心とした漏水防止対策を行うことにより、被害を最小に食いとめることができる。給湯器は、種類により防止対策が違うのでわかりやすい広報をする」ということであった。

これらのことが、答弁しただけで実行に移されていない。広報に努めるとか、漏水防止対策を行うとか、総論的で具体的な行動に落とし込まれていない。これでは何回も繰り返されるのではないかととても心配である。繰り返さないように具体的に動くことができるように決めてほしい。そのように執行部に働きかけていただきたい。

また消防団の出動について、今回消防に確認したら、凍結災害は水害ではないから自治区長が消防団に出動要請できない。凍結災害は消防が仕切るとのことだった。5年前、消防長は、火災以外は自治区長の判断でできると言っていた。消防団に確認したら、ルールの変更はない。凍結災害でも自治区長の判断でできるという認識であった。このていたらくでは、災害に対応することができない。被害が大きかったことも納得でき、悲しいことである。

柳楽委員長  
佐々木委員

ただいまの陳述について委員から確認したいことなどはあるか。

5年前の反省を生かした具体的な方策が全く実行されていないと繰り返し言われた。何もできてないという認識か。何かやっていると思うが、それがなかなか響いてないのか。

意見陳述者(森谷氏)

5年前は、災害のときにそういう対策を取らないといけなと言われてたが、5年間ほったらかしで、それ以後に対策を考えられてないし、実行もしていない。もちろんTwitterなども5年間ほったらかし。毎回騒ぐのが仕事のようになっている。市民を守るために動いてほしいと強く思う。

澁谷委員

陳述はもっともだと思った。実際、上下水道部の組織風土に私も疑問を持っている。先般も、委員会への説明はあったが、担当部局として全員協議会での説明の申し出がなかった。それだけでも事の重大さを大きく捉えるという、組織体の問題意識としてうまくいけば全議員に説明しないで済ませようとする風土を感じ取らざるを得ない。陳情者が、理路整然として過去のデータを当たっており、目的に書いてある中で、結果的にどのように対応すれば改善されるとお考えか。

意見陳述者(森谷氏)

そもそも上下水道部に危機管理を分担させることが間違っている。上下水道部は水道を直すことに専念していただき、危機管理は防災安全課がトップになって、少なくとも消防とそことで情報共有して対応すべき。上下水道部はその指示に従うことに専念すべきである。上下水道部に危機管理まで担わせるのは負担すぎると考えている。

小川委員

自助や公助の考えもあるが、凍結被害が防止できなかったという

ことについては、人為的な要素もあろうし、なかなか各家庭でそこまで行き届いてないということもある。行政側から手とり足とりの指導がなかったからこういう災害が広がったのだという言い方もあるだろう。そうしたときに各家庭でできる自助の部分と、行政がしないといけいけない部分がある。いくらか今後の対策としての意見も含めて言われたが、各家庭で努力すべき課題、凍結防止を未然に防ぐ努力といったことと、行政側の責任についてどのようにお考えか。

意見陳述者（森谷氏）

こういう災害というのは何年かに1度なので、全責任を家庭に負わせるべきではないと思う。何をしてよいのかわからないのが現状。それを、何をすべきだということは浜田市が言ってあげないといけない。例えば沖縄や鹿児島から転勤してきた人は凍結災害のことなど知るはずもない。直前に広報してあげるのは非常に大切である。その方法で繰り返しになるが、Twitterなどあらゆる方法ですると同時に、転勤してきたときにそういうものを渡すとか。情報提供までは公が必要で、提供した後に各家庭がそれを実行するかは個人の責任、自助ということになると思う。

小川委員

よそからの転勤、転居者は浜田の環境や、今住んでいるところが過去にどうであったかという経験がないためそういう危険性がある。災害も長い間の住民の方の経験に基づいて試行錯誤しながら対応を考えているが、5年前も今回もこのようなことがある。転居された方のことは話に出たが、今までも住んでいる方に凍結で被害が出たということは、例えば高齢化などで対処が不十分だったことも考えられるか。

意見陳述者（森谷氏）

もちろんそれも考えられるし、やるべきことを必ず覚えているということではないので。一番話にならなかったのは、低温予想がマイナス4度なら広報に回っていたが、マイナス2度だったから回っていないと上下水道部は回答した。それはオーバートリアージで考えるべき。台風だから大変だ、命を守ってと言って、風が吹いたくらいで終わる。こういうことを目指すべきでは。浜田市にその姿勢がないことが大問題だと思っている。

柳楽委員長

ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

## 2 請願第20号

### 波佐診療所の移転拡充に関する請願について

柳楽委員長

先ほど意見陳述された請願1件の審査に入る。

今回から、請願の採決は、請願審査の終了直後に、執行部がおられるところで行うことになる。

この請願について、審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

小川委員

請願者から説明があったように、実際に遊休施設をそういう形で利用できる、実現の可能性があると市はお考えか。実施するにはさ



健康福祉部長

まざまな課題があると思うが、整理されているか。

波佐診療所においては、発熱外来のコロナ対策については、この3月末までに車庫を整備してそこを別の入口とするように、市への陳情後すぐ改修するよう取りかかっている。今回は、さんあいホームを診療所と介護施設、介護の拠点としてということになっている。介護については浜田市の業務にはないので、そこをやっていただく事業所ということになる。市の業務である診療所としてしか言えないが、今後移転するとしたら、もともと介護のための施設であり、診療所として使うための大がかりな改修が必要。大変広い施設なので、全部を診療所として使うには難しい状況にある。

課題はたくさんあるが、1点目の新型コロナウイルス感染症については、この3月末までに波佐診療所そのもので対応することになっている。2点目の移転については、今後検討を重ねないと、すぐの話にはならない。

小川委員

大規模改修が必要で、予算と効果も含めて検討の余地があるとのことだが、この施設自体はバリアフリーができていて、かなり使いやすいつくりになっているとのこと。診療所は医療関係で特別な設備が必要だと思うが、介護拠点として使う場合には、今の施設のまま使えるのではないか。

健康福祉部長

もともと介護拠点として建てられているので介護としては使えるが、すでに休止して10年経過しているため、そのまま使うのはやはり難しい。大規模な改修は必要ないが、施設の冷暖房の改修などが必要かと思う。

小川委員

住民のほとんどがこの請願に賛同しておられる。もし具体的に進めることを行政が判断するためにはハードルが高いだろう。どういふことがあればその可能性が見出せるのか。

健康福祉部長

診療所が移転するかどうかは改修費用などの関係で考えていかなければいけないが、介護については、やっていただける事業所があるかないか。一度撤退しているので、再度事業所が入ってこられるかどうか。雲城の介護事業所が撤退した際には、そこに行っていた20人は別の介護事業所が受け入れているので、その20人がどこにも行けなくなっているということではないことは知らせておきたい。

小川委員

介護はおそらく広域の事業にも絡んでくる。そこに検討を投げかけるのも一つの方法かもしれない。

田畑委員

地域医療の核として移転させてほしいと、500人の要望がある。お金の問題ではない。自助・互助でできない部分を市長にお願いしている。お金がかかるからできないではなく、こういう考え方を尊重してあげないといけない。介護が撤退したからではなく、この地域の高齢化比率や年少人口などいろいろ考えると、行政が先手でやらねばならないところを、地域が先導して行政に後押ししてほしいと地域住民が言っている。それをお金の問題を引き合いに出すのなら、やる気がないと思われても仕方ない。お金をかけてでもすべき

- では。
- 副市長 この請願は市長にも陳情が出されているので、市長と私も現地を見た。診療所の所長とも話し、緊急的にコロナの関心の発熱患者の進入経路の改修は応急措置で3月中にやる。さんあいホームへの診療所移転についても、市長は検討しないといけないという認識でいる。決してお金がかかるからしないということではなく、地域の皆さんの思いもしっかり酌んで市長も前向きに検討したい。しかし、予算のこともあるし、どう改修するか。広いので、介護であいているところに介護事業所に入ってもらうのかほかの活用をするのか、そういう地域の方としっかり意見交換をしながら方向性を出すつもりである。お金がかかるとか後ろ向きに考えているのではない。必要性は十分認識しているし、地域の熱意も感じているので、これについては今後検討して、どのようにするかは議論していくよう指示が出されている。ただ、公共施設の再配置などもあるので、手順を踏む必要がある。なんとかやりたいという思いで市長からそういう指示も出ている。
- 田畑委員 やる、やらないももちろんあるのだろうが、地域の熱い思いを十分尊重していただきたい。お金のことも含めて大至急方向性を示していただきたい。
- 岡本委員 請願者の話はうなずけるのだが、小国にも診療所がある。ここもそのようにしてほしいという話が出てくるのではないかと思うが、担当課とのやりとりはあったのか。あくまで波佐だけか、小国も並行しての話か。
- 金城支所市民福祉課長  
岡本委員 小国診療所についての話はなかった。  
以前、診療時間についていろいろなことが出た。患者の話も聞いた。私の中では、統合ということも考えられるのかと思った。もう一つ新たな施設があるというのはいかがなものか、公共施設再配置計画からも少し思う。
- 健康福祉部長 コロナ対策のことを考えながら並行にされるとのことだが、市内の医療機関は、コロナと並行なのが実は抵抗があるのだと聞いている。コロナ対策の診療所に介護関係が来られるということは、何らか感染のつながりが出るのではということ、医療関係の方はこういうことを言われたこともあったので心配した。執行部のその辺のご意見を伺いたい。
- 岡本委員 コロナ対策も含めた診療所を同じところに設置するのは、相当の対策が必要である。入り口を変えると色々な方法があると思うが、間仕切りをしっかりと、中で交錯しないように、同じさんあいホームの中ですのであれば、そういったところも気をつけないといけないと難しいと思っている。
- 岡本委員 改修費用が相当かかると思われる。用途目的が診療所と介護施設で全然違う。行革の観点からもしっかりと捉えないといけない。
- 澁谷委員 この請願が出なければならぬ状況まで、行政側が想像力を働か

せなかったことが極めて問題だと思う。波佐地区は雪が多いだけではなく、毎年凍結でトンネル事故があり、孤立化しやすい地域である。そういうところに対して、きちんとした医療や介護が不足しているということを金城支所でつかんでいて、本庁にもその情報があったのではないかと。市長が現地を見られたのは大変よい。現場の状況を加味しながら対応していただく、そういう想像力が基本的に欠けているから、このような請願が出たのでは。そこに対して素早く対応するという事は、行政として、市長は一般質問でも財源に限りがあると盛んに言っているが、財源を引き合いに出すのは放棄である。きちんと対応していただきたい。もしこの請願が採択された場合にこれからのスケジュールが見えないのだが。

副市長

現場も見ていて、改修にもかなりお金がかかるだろう。実際に診療所として建物のどれくらいを使うのかなど建築部門にも見てもらって試算しないと。残り部分を地域の皆さんとどういう施設に使うのか。診療所として使う残りをあけておくのも無駄になるし、そういうことも協議する。新年度に入ったら早急に支所を含めて、4月から自治区長がおられなくなったら私も各支所に出向いてそういうこともしっかり見聞きしながらやっていきたい。いつまでというのとはここでは申し上げられないが、新年度に入ったら早急に、皆さんの声も聞きながら。診療所の移転はある程度、診療所の所長等と議論すれば見えてくる。残りの部分をどう使うかは、介護で使うなら事業者をどうするのかとか、違う目的でサロンのように使うとか、地域の思いもあるだろう。聞きながら、それに見合う改修をどうしていくか、費用をどう捻出するかといったことを考えながらやっていくが、新年度に入ったら早急にスタートを切らせていただく。

佐々木委員

ほとんどの住民の方の署名が添えられた請願なので、住民代表の我々としてもその意を酌んでいきたい。診療所の移転整備はかなり高額になるとの話だったが、介護施設としての事業者は民間になるので市の裁量ができるものでもないとの回答だった。どこがこういう要望に対応していけばよいのか。採算がとれないから前事業所は出られたと思うが、ではこういった地域がそれでよいのかということにはならないと思うので、介護事業者を誰がどう探して入っていただくのかなど、協議は今後どうされるのか。介護について伺いたい。

健康福祉部長

これからも波佐の協議会とともに波佐診療所の所長も含めた協議を進めていく。本来はそこに介護事業所が入っていただければ、その施設も一番使っていただけるのだが、今のところは入っていただける事業所がないということからのこと。今後も検討していきながら、どういったやり方が一番よいのかは、この施設のことこそうだが、介護の受け入れ先をどうしていくのかが大事なところである。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

採決の前に自由討議の必要があれば申し出ていただきたい。

( 「なし」という声あり )

それでは採決に入るが、一人一人ご意見を伺いたい。

併せてお願いだが、「不採択」という言葉が、採択か不採択なのか聞き取りにくいので、その請願に賛成か、反対か、または、継続審査とするかなどを発言して、その理由も述べていただくようお願いする。

岡本委員

私は先ほど問題点を指摘しているが、そういう観点から反対である。まだ条件整備をすべきである。その上で地域のまちづくりなどが活性化されることを期待して、ぜひ建物を使っていただきたいが、医療関係とセットにするのはいかがなものかと思う。

田畑委員

この請願に対しては全面的に賛成である。地域の皆さん方が地域医療のことや地域福祉を真剣に考えておられる実態がよくわかった。地域でできることはここまでで、あとは行政がどこまでスピード感を持って対応するかである。

澁谷委員

私も賛成である。この委員会としても昨年度高齢者関連の提言を行い、認知症条例を制定した。地域の高齢者が元気で長生きできる政策を推進することを執行部に提案した。そういう流れからいって、この請願を否定する根拠は全くない。

村武副委員長

私も賛成である。請願者から、自助・共助がしっかりされていると聞いたので、ここで公助として行政がかかわらねばならないのではないかと思う。

沖田委員

私も賛成である。浜田市では4月から新しいまちづくりがスタートする。過疎地で自助・共助を大切にやっていきたいという皆の思いはぜひ応援したい。その上で今後検討されるとのことなので、よいものにしていただきたい。

佐々木委員

私も賛成である。前向きに協議会を立ち上げて頑張っておられる地域である。いろいろな問題があるが、ぜひクリアして早い実現を望む。

小川委員

私も賛成したい。町なかで暮らしている方は当たり前のように介護や医療が使えるが、中山間地では事業者すら入ってこられない。移動手段や買い物も一緒だが。あとは地域住民と行政ができるだけいろいろな意見交換をしながら、まちづくりや地域の存続について考える一つのきっかけになればよい。

柳楽委員長

それでは、請願第20号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに、賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本請願は、採択とすべきものと決した。

## 3 陳情審査

## (1) 陳情第183号 市民に有効な凍結災害防止対策の検討を求める陳情について

柳楽委員長

この陳情について、審査の参考とするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

岡本委員

この陳情はそのとおりだと思っている。先般の個人一般質問でも取り上げた。今まで指摘されたことが改善されてなかったことを陳情者も言っている。議員の発言として、陳情も出たとき、執行部の回答に責任が必要だし、改善されるべきだと思う。

実際このたびは部長答弁をいただき改善されると思うが、またそういうことにならないことを想定しながら、少し不安に思っている。この陳情や、複数の議員が一般質問で取り上げた指摘をどうお考えか。

工務課長

5年前、3年前を受けて今回、経過はどうあれまた同じことが起こったのは、行ってきたことが有効でなかった、あるいは働かなかつたためであり、大変申しわけない。今後はさらに改善しないとイケない。

岡本委員

いけないではなく、やるという意を出してあげないと。言った以上は、危険などいろいろ回避することも住民サービスの一環だと思っているので、再度意を述べていただきたい。

工務課長

現在のところ、我々が過去3度原因を調査したが防げなかったことを反省点とし、第三者、これはコンサルタント会社になるかもしれないが、意見を伺うことを決定している。内容として我々が把握し切れてない今回の断水の実態をまずはきちんと把握することから始めたい。

また広報のあり方もいろいろな意見をいただいた。今回の1月2月の寒波では、Twitterに初めて水道のことを流したが、これで十分だったとは思っていない。これから場所や内容によって具体的に一番よい方法を選びながらやっていきたい。

水道の工事をする方から申請を受け審査するのだが、法律は大きく変わってないが、今回のことを受けて設備の中身を再度見直した。これは条例や規則には入らないが、審査する段階で、凍結防止の事例、考えられる防止策や実際の装置を載せたペーパーをつくり、水道事業者に検討を促すよう考えている。これで終わりとは思っていない、まだ必要な改善はしていきたい。

岡本委員

業者の話も出た。一番肝なのは施主である。過去このようなトラブルがあり、市としては二度と起こさないようこういう改善をする、についてはしっかり理解して費用は配慮してほしいといったことを、何らかの形でお伝えすることが大事である。

田畑委員

気候のこともあるが、陳情者が言ったことは、おっしゃるとおりである。温度が低ければ凍るのはわかるが、どこに原因があるのか。市民にどう伝えるか。上下水道部が防がねばならない部分と、住民が防がなければならない部分と分担がいろいろある。そこを明確に、

高齢者の方などがT w i t t e rを見るかというのもあるので、用意周到に考えて住民に周知することに取り組まないと。行政がやることと住民がやること、きれいに区別はできないかもしれないが、陳情者の言う、凍結したときには防災安全課が対応すべきというのも含めて明確に打ち出し、市民への周知に早急に取り組まないと。5年間で全然進歩してないではないかと言われても仕方ない。来年からはこういった対応をするというのを早く出していただきたい。

工務課長

この5年間で何を行ったかと言っても、施設面など改善したところはあるが、結果的に起こっている。今後は業者を通じて方法を検討していただくようペーパーを用意した。周知のあり方、SNSをどこまで使うかということもある。今回の主な地域であった金城には防災無線が多く家庭にあるといった地域事情もある。できればいろいろなものに載せていけばよいのではと考えているが、T w i t t e rはフォローしてもらわないと情報が伝わらないので工夫がいる。

氷点下のときの住民への広報だが、今回も浜田測候所の気温をベースにいろいろな判断をさせていただいたのは事実である。しかし標高が高いと寒くなるので、それを考えて今後対応する温度の設定を見直し、早めに皆に周知していくことも必要だと考え、早急に取り組む。

澁谷委員

前回の委員会では外部に出ている給湯器が問題だったという説明だったが、数年前には空き家の漏水が原因だと言われた。一般質問でほかの議員が指摘した項目は、それとは違った観点の指摘だった。結果的に、また外部に委託して調査すると。どなたの話が正しいのかわからない状態になっている。前の委員会での説明はなんであったのか、言葉に責任を持ってもらいたい。

陳情者は今回、過去の議事録を載せられているのだろうが、上下水道部は過去の回答に責任を持っていない、果たしてない。組織体として、担当課長がこの場で取り繕うような話ではない。心を入れ替えてもらわねばならないレベルではないか。

副市長

おっしゃるとおりである。市長も私も今回反省しないといけないのは、上下水道部が中心でいろいろな対応の判断をしたことである。当然、市長も私も報告は受けていたが、コロナ対策については対策本部を全庁的に立ち上げている。風水害の時もそういう体制をとるが、凍結問題は全庁的な対応をしっかりとやって、その中で上下水道部がやるべきこと、防災安全課がやること、健康福祉部が高齢者にお願いすること、それぞれ庁内の役割分担を再度見直さないといけない。水道のことだから上下水道部が対応するというのではなく、抜本的なことを再度我々も頭に置いて全庁的な対応をしたい。

今は専門家に調査をしてもらい、各家庭でやっていただくことも必要と思うが、今回は給水量が、貯水タンクが減水したから給水制限した。給水が足りているのかなども改めて調査し、必要があれば

- ハード整備もしないといけない。次の冬までにできることは早急にやり、具体策を全庁で検討しお示ししたい。その辺は市長も同じ認識で指示を出している。もう一度、全庁挙げて改めてこれまでの反省を生かした対応をしていきたい。
- 小川委員 水道事業者にペーパーを配布して周知するとのことだが、これは給湯器のことで、メーターから先の家庭に引いてある部分の対応ということか。
- 工務課長 個人で施工いただく部分である。本管から分岐して家に引くまで全ての申請が出てくる。主に本管から宅地に入るまでは、ほとんどが地下なので、ここが凍結する事例はあまりない。メーター回り、家の中、家の壁の外などの部分に有効な手段を審査の時に話ししている。
- 小川委員 メーターそのものが鋳物で、それが破損して漏水したといったことがあったが、壊れた場合の責任はどうなるのか。
- 工務課長 水道メーターは市の所有で、市から貸与となっているので、壊れたら市が交換している。
- 小川委員 つまり壊れたら市が全額負担なのか。
- 工務課長 メーターそのものが今回壊れているので、そのメーター自体や交換の費用は市が負担している。
- 佐々木委員 今回3回目でやっと水道代を払っている住民の水を守らねばという意識に至ったかと思う。断水で困られた家庭の声を本当に聞かれてきたのか。そういった気持ちがあれば、二度とこのようなという思いに同調されるのが普通だと思う。これは水道だけの問題ではなくて、市全体で住民の苦しみを共有し合うことを教訓にして、水道の問題は早急に善処していただきたい。
- 副市長 繰り返しこういうことがあったことに対しては本当に申しわけなく思っている。今説明会や意見を聞く会等を行って、担当課が吸い上げている。今後新たな対応をした際は、ツールを使った情報提供と住民や地域への説明会をしつつ意見を聞く、こちらの考えを伝える、そういうキャッチボールをしながら、来年の冬に向けてこういうことが起こらないような態勢をとりたい。いろいろな場合があるので絶対大丈夫とはなかなか申し上げられないが、市として最善を尽くす。
- 村武副委員長 最善の努力に今後期待するが、陳情者からもあったが、暖かいところから引っ越しされた方や若い方は、凍結するかもしれないと広報があっても対処の仕方がわからないこともある。今まで出前授業や地域に出かけるとかそういう活動はされてきたか。
- 工務課長 この5年以降からでいくと、凍結災害を受けてケーブルテレビに協力いただき、市の情報番組内で2回であったか凍結災害防止のチャンネルをつくっていただいた。今年は新たなチャンネルはつくらなかったが、過去の映像にアクセスできるようにQRコードを使ったの取り組みをした。

- 村武副委員長 若者から高齢者まで幅広い対策になるだろうが、どれをすればよいということではない。市民がどうすればよいかわかるような、勉強会など、これからまちづくりをしっかりとやっていく中で併せてやってほしい。
- 柳楽委員長 ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )  
採決の前に自由討議の必要があれば申し出ていただきたい。  
( 「なし」という声あり )  
それでは採決に入るが、一人一人ご意見を伺いたい。  
陳情に賛成か、反対か、または、継続審査とするかなどを発言して、その理由も述べていただくようお願いする。
- 小川委員 私は賛成したい。ただ、全て何でも市が悪いという考え方には賛同しかねる部分があるが、危機管理体制として全庁的に対応することも含め、趣旨を理解していただきたいとのことで賛成である。
- 佐々木委員 私も賛成である。全市的にこの問題に対応していただきたい。
- 沖田委員 私も賛成する。陳情者の意見は一々もつともだと。FacebookやTwitterといったデジタル媒体での広報の可能性は重要だと思っている。その部分も酌んでいただきたい。
- 村武副委員長 私も賛成である。広報の視点から陳情されているが全庁的に取り組む必要がある。
- 澁谷委員 私も賛成である。5年のうち3回も同じ地域で発生したことや、上水道と簡易水道を統合して水道料を値上げして多くの市民に負担を強いているにもかかわらずこのようなことが続いているのは100%市の責任である。
- 田畑委員 陳情者のおっしゃるとおりである。ただ、住民側でできる部分と、行政がしなければならない部分、水道料値上げまでしているのだから、役割分担は明確に線引きすべきだろう。陳情者はSNSなど言われているが、それが見られる人と見られない人がいる。高齢者に優しい説明ができる資料を配っていただきたい。
- 岡本委員 私は賛成である。市民に有効な凍結災害防止の対策を講じることは賛成である。
- 柳楽委員長 それでは、陳情第183号について採決する。  
本請願について、採択とすべきものと決することに、賛成の方の挙手をお願いする。  
挙手全員により、本陳情は採択とすべきものと決した。  
ここで休憩を取る。再開は11時30分とする。

[ 11時18分 休憩 ]

[ 11時28分 再開 ]

4 議案第8号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について



柳楽委員長  
健康福祉部長 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )

岡本委員 委員から質疑はあるか。  
一部改正となっているが、目的の中に「新たに」という表現で、浜田市看護学校等学生就学資金貸付制度という話である。これについて説明いただきたい。

健康福祉部長 就学資金免除の関係があるので、看護学生等の就学資金貸付事業を加えるのに当たって一部改正となる。ただ今回の看護学校等学生就学資金貸付事業は新たに規則を制定して、浜田医療センター附属看護学校を追加して、さらに准看護学校を、2年次のみを貸し付けただけだったものを1年次と2年次の貸付事業にする規則改正を含んだものである。

岡本委員 医師会の看護学校の位置づけはどうなっているか。今の説明は医療センターの看護学校と言われた。

健康福祉部長 医療センターの看護学校と、医師会のほうは准看護学校で、両方である。准看護学校は2年間、医療センターの看護学校は3年間あるので1年次から3年次。

岡本委員 人数的には1学年どのくらいおられるのか。医師会は、卒業式は19名という数字が今朝の新聞に載っていたが。

健康福祉部長 医療センターは一応40人が定員だが、年によって定員に足りていない。

岡本委員 聞けば、看護学校に行かれる方は高校卒業してすぐなのかと思ったら、年齢の高い方も資格を取られるようである。Uターンの方などにとっても、仕事がないから資格を取ろうという方にこういう制度が整うと非常によいと思う。医療センターからか、医師会から要望があったのか。

健康福祉部長 医療センターからは要望があった。医師会は以前からやっていたので、要望はそのときにいただいた。

岡本委員 この制度が改正になると、4月からこの制度が進む。今医療センターにおられる2年生、3年生も、この制度でお金が借りられるのか。

健康福祉部長 今後2年次、3年次になられる方も医療センターを通して申請いただける。

柳楽委員長 ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )

**5 議案第16号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について**

柳楽委員長  
子育て支援課長 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )

岡本委員 委員から質疑はあるか。  
山ばと学級の場所と人数の増える理由は、  
子育て支援課長 山ばと学級は美川小学校の児童クラブであり、美川幼稚園のすぐ

- そばに設置している。利用人数は平成27年ごろには12人だったが年々増え、今年度は32人である。定員30人に対し2月の利用が34人、令和3年度の新規入会者を入れると37人の見込みであり、また年度途中にも増える見込みがわかっており、定員変更をすることになった。
- 岡本委員 改正後は開所時間が6時半まで延長されている。この理由と、延長1回につき300円加算などが今までであったのか、この計算について。
- 子育て支援課長 利用時間の延長についてはこれまでも保護者から要望があり、仕事を終えて迎えに行くのに6時では間に合わないといった声があった。昨年度9月に保護者アンケートを行い、18時以降の開設を希望されたのが27%、そのうち18時半までを希望された方が17%だった。今回はそのニーズに応えるため、まず30分延長することになった。
- 岡本委員 延長利用に伴う加算負担金については、市町村で違うが他市状況を見て、1回につき300円とした。300円で上限を設けるかも検討した。例えば300円で20日利用されると月額6,000円くらいになるが、そうすると必要人件費を超えるのと、保護者負担が大きい。18時30分以降を希望された27%で計算する場合、1,500円の上限だと延長に伴う人件費の約半分を賄える計算ができたので、今回は300円、上限を1500円でやってみようということになった。
- 岡本委員 30分延長するから、人件費は上がっているのだろうと思った。実際はどのくらい上がっているのか。後ほど教えてほしい。
- 佐々木委員 この場所はすごく狭い。国の基準などがあるのだろうが、ほかのクラブとの公平なサービスは提供できているか。
- 子育て支援課長 このクラブはかなり密度の高い状態で今年度も運営していただいていた。定員30人の場合、一人当たりの面積は基準以上だったが、コロナ対策で密を避けるということで、倉庫として使用している部分があるが、定員増に併せて居室として使用できるよう改修するために協議を進めている。
- 佐々木委員 基準を満たしていたということであったが、どんな基準であったか。狭い部屋でクラブとしての機能を心配する。近くには美川小も四中もあるし、幼稚園が2年後にもしなくなればそこをということになるかもしれない。空き教室の使用も考えられたのではないのか。
- 子育て支援課長 基準は、浜田市の条例においては、児童一人につきおおむね1.65平米以上となっている。定員30人の場合、1人当たり2.65平米、40人になった場合、約2平米と計算している。一応基準は満たすが、密度が高いということで改修の準備をしている。ほかの場所はもちろんこれまでもずっと探しており、美川小、四中も検討した。美川小は以前からも空き教室の使用をお願いしてきた。今回も運営委員会の前に相談に行ったのだが、いろいろな用途で各部屋を使っているため空き教室の利用は難しいと言われた。

佐々木委員  
子育て支援課長

ほかに美川地区の中で空き店舗等あったが、そこを改修して使うとなると改修費用がかなり高額になるため、今回は今の居室部分を増やす対応とさせていただこうと思っている。

四中はだめか。

四中も状況を聞いたら難しいという回答だった。美川幼稚園については統合後の利用について、可能であればと思っているが、いろいろ協議しないといけないので、まだ明言はできない。

佐々木委員

小学校も四中も学校の事情というのがよくわからないが、学校はあまり第三者を入れたくないという習慣がある施設だとは思っているが、もうそういう時代ではなく、まちづくりのために学校開放というか、全面的にはならずとも一定管理しながら皆で使うようにもっていかないと、本当にあいてないなら仕方ないが、ここは例えば週に1回使うからとか事情を言えば切りがない。子どもたちが狭い中に30人も40人も押し込められる環境をもう少し学校に説明して、何とか美川の地域の子どもたちのために動く流れにならないのだろうか。すごく密になっているのは間違いない。学校施設の利用についてももう少し押していただく必要があるのではないか。議会に言われたとか新たな理由をつけてでも行くほうがよいのでは。

子育て支援課長

学校の空き教室の利用については国からも方針が出され、子どもにとっても学校内でそのまま移動できて、親にとっても学校に迎えに行くメリットがあるので、できればそのようにしたい。美川小学校に限らず、学校の空き教室の利用が難しいのはほかにも理由がある。今後、例えば新たに学校を建築する際には、クラブの部屋を確保していただくようお願いしている。また、そこに至るまでに場所がないときには、現状をわかっていただいて部屋の利用について理解いただけるように繰り返しお願いする必要はあるかと思う。

佐々木委員

今回の条例改正はよいが、いずれにしても子どもがかわいそうである。その辺の事情をしっかりと学校や関連施設に説明していただいて。公の施設なのでその辺は理解していただきたい。引き続きお願いする。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 6 議案第17号 浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について

柳楽委員長  
健康福祉部長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

岡本委員

当委員会が社会福祉協議会と勉強会をさせてもらった中で、なんとか整理しておかなければならないことを言っておられた。施行期日が令和4年の4月1日となっている。1年先というのはなぜか。

健康福祉部長

現在浜田市地域包括支援センターは、運営主体は浜田地区広域行

政組合で市が委託を受けて運營業務をやっている。令和4年4月1日からは浜田市社会福祉協議会に受けていただく。1年間あるのは、その間にいろいろ協議する時間が必要である。受けていただいたから協議をするというところで、1年先の施行日になっている。

岡本委員 おおむね受けていただくことになったから、今から細かい協議をするが、詰めるのに1年ほど余裕を持たせたということか。

健康福祉部長 令和3年度は浜田市が委託を受けて運營業務をやっていく。4年4月から向こうに渡せるよう準備していく。

柳楽委員長 概要の2で、配置される職種があるが、それぞれ準ずるものという文言がついている。保健師なども確保が難しいと聞いているが、準ずる者とはどういった方になるのか。

健康福祉部長 保健師、社会福祉士はその資格を持っている方で、主任介護支援専門員が「またはこれに準ずる者」とされる。保健師は最初、4年4月からの雇用が難しいと聞いているため、浜田市の保健師を派遣することも考えている。

柳楽委員長 (1)、(2)、(3)のそれぞれで、その他これに準ずる者とあるので、それがどうなのかと思ったのだが。

新型コロナウィルスワクチン対策室長 一例として、(1)の保健師その他これに準ずる者とは、在宅の相談業務などを行っている5年以上の経験を持つ看護師。資格そのものは持ってないがその業務が担えるだけの経験がある者を、それに準ずる者と位置づけている。

柳楽委員長 ほかにないか。  
( 「なし」という声あり )

**7 議案第18号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。  
保険年金課長 ( 「なし」という声あり )

岡本委員 委員から質疑はあるか。  
税制改正などを踏まえた改正である。新型インフルエンザという表現が2か所出てくるが、今までになかったそういう項目が出てくる何か理由があるのか。

保険年金課長 税制改正大綱のところで、平成30年度の税制改正を受けて改正するものである。フリーランスなど働き方の多様化に対応できるよう、働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しがされている。このことによって国保で活用する総所得金額が変動するため、変動する方に不利益が生じないように条例を変える。

これまで新型コロナウイルスについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法によって定義されていたが、このたびの法改正で定義部分が削除され、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律で、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置づけて所定の措置を講じることとされたため、新型コロナウイルス感染症の定義そのものがなくなったため、新たに条例で定義

岡本委員

しなければならなかった。

上位法の改正からと理解した。概要に、7割軽減、5割軽減、2割軽減という形が出ている。これについても少し説明をいただきたい。

保険年金課長

先ほどの所得のところ、給与所得の方と年金所得のある方は、給与所得控除と年金所得控除が10万円、基礎控除に振り替えられる。税額でいうと増減はないが、国保は総所得を見るので、この場合、給与所得の方と年金所得の方については、所得については控除が増えるので所得が増える方向に動く。国保ではこの所得を使って国保料の軽減判定をするのだが、所得が高くなるということは、その軽減判定にかからない方が出てくる。そういった人をなくすための改正をすることになっている。給与所得や年金所得の方が一人の世帯なら、軽減所得判定の基礎控除額について従来33万円を10万円引き上げて43万円にするだけでよいのだが、給与所得や公的年金の方が二人いる場合、差額が20万円、三人いれば30万になるので、先ほど引き上げた10万円より多くなるため、こういう方に不利益が生じないように10万円掛ける給与所得者等の数引く1というのを加える計算式にして、見直し前と同水準で軽減の判定が行えるようにする。考え方を計算式に直すということで、わかりにくい表現になっているが、不利益がなくなるように改正している。

岡本委員

これによってどこかが何らかの差額が出たり、不利益は絶対はないのか。

保険年金課長

不利益になる方は計算式を見直すことでおられなくなるが、事業所得の方、フリーランスや農業の方は、控除が基礎控除に移るということで、見かけの所得自体、総所得は下がらず来るので、軽減判定を引き上げることで新たに軽減判定の対象になる方が出てくるのだが、ここは厚生労働省では働き方改革の後押しになる部分として、これは意図しない、不利益にならないので、ここはそのまま新たに対象になる人がいても構わないことになっている。

岡本委員

そこが読めない。事業主は少し影響があるのではないか。働き方改革の中では従業員は問題がないが、事業主は何らか、プラスアルファだったり減免が受けられないことになるのではないか。

保険年金課長

国保の方なので事業主は関係ない。

岡本委員

失礼した。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

ではここで休憩を取りたい。再開は13時ちょうどとする。

[ 11時59分 休憩 ]

[ 12時57分 再開 ]

柳楽委員長

委員会を再開する。

子育て支援課長 初めに議案第16号の岡本委員の質疑に対する説明があるのでお願いします。子育て支援課長。  
 お答えできなかった部分をお答えする。  
 放課後児童クラブの開所時間延長に伴う利用について、そこにかかる人件費だが、直営と委託併せて、約920万円となる。利用希望者である27%で試算した場合、保護者利用負担金が43%の約400万円となる。差額の520万円は国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担することとなっており、国県については子ども子育て支援交付金が充当される予定。

**8 議案第21号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について**

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。  
 下水道課長 ( 「なし」という声あり )  
 委員から質疑はあるか。  
 岡本委員 議案質疑でも1、2点あったが、それを含めてお尋ねする。農業集落排水、ここに係る世帯数を伺う。  
 下水道課長 農業集落排水側の世帯数は、今接続されているのは255世帯ある。  
 岡本委員 255世帯が次の公共下水道につながったと。コスト的なことは議案の中で説明された。意味合いを再度確認したい。  
 下水道課長 費用的な削減効果になるが、農業集落排水側の処理場を廃止するのでその維持管理費等が不要となる。それに伴う効果としては統合事業全体で5月の委員会でお答えしたと思うが、700万円程度見込んでいる。  
 柳楽委員長 ほかにないか。  
 ( 「なし」という声あり )  
 以上で議案審査は終了した。採決は後ほど行う。

**9 執行部報告事項**

柳楽委員長 執行部報告事項に入る。初日の委員会で確認したとおり、執行部からの説明は補足説明のみとさせていただく。

**(1) インフルエンザ予防接種費用助成及び浜田市外来検査センターの実施状況について**

柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。  
 健康福祉部長 ( 「なし」という声あり )  
 委員から質疑はあるか。  
 岡本委員 方向性としては、報道では3月末、4月初めのような話が出ているが、大体どのような形か。どこかに集めてされるのか。方向性が出ていれば少しお示しいただきたい。  
 違うのか。それならよい。失礼した。  
 柳楽委員長 ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

(2) 浜田市子育て世代包括支援センターについて

- |         |  |
|---------|--|
| 柳楽委員長   | 執行部から補足説明はあるか。   |
| 子育て支援課長 | ( 「なし」という声あり )   |
| 柳楽委員長   | 委員から質疑はあるか。  |
| 澁谷委員    | 割と空間が狭い印象を持つてしまうのだが、これで十分なのか。  |
| 子育て支援課長 | 今回イメージ図ができたのでお示ししたが、こちらの方向だけではわかりづらいと思うが、広さは600平米あり、次ページにどのような部屋を設けるかの平面図もつけている。十分な広さを取ってあるとこちらは認識している。  |
| 澁谷委員    | 我々の委員会でも2年前くらいに長岡市の子育て支援センターでくたくを見学した。そこは円形になっており、横には子どもが雨が降っても遊べる遊具があった。4億円くらいかかった施設だった。実際は国の公園の事業を使って、市の持ち出しは4千万円くらいしかなかったところだった。そこはフローリングで子どもが自由に円形に動くスペースだった。これを見ると四角い空間。提案されている事業者がそれなりの判断をしてつくっておられるのだろうが。平面図で立体空間もわからないが、3億円かける施設の割に空間が狭い印象を持った。これで十分だと言うならやってみるしかないのと思うが、すり合わせをどのような形で進めてこれに決めたのか。 |
| 子育て支援課長 | 議会には、前回は令和元年8月2日の全員協議会で平面図を出している。そのときと外側の広さは変わらず、部屋の場所が一部変わっている。当時は病後児保育室が一部に入っていたが、それが外部に出るといふことでそこが相談室に変わったり、赤ちゃんの部屋が幼児の部屋の上部分にあったのだが、休日保育をこのセンター内で行う予定にしているので、同時に利用者がおられることで赤ちゃんが寝たりするのが難しいのではないかといふことで、騒音を避けるために場所を移動した。そういう部屋の構成の変更は入っているが、部屋面積などは変わっていない。  |
| 柳楽委員長   | ほかにあるか。<br>( 「なし」という声あり )  |

(3) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラスについて

- |         |   |
|---------|---|
| 柳楽委員長   | 執行部から補足説明はあるか。  |
| 子育て支援課長 | ( 以下、資料をもとに説明 )   |
| 柳楽委員長   | 委員から質疑はあるか。   |
| 小川委員    | 具体的な事業内容については予算決算委員会での審査になるだろうが、その前提として新たな取り組みに対する施策を見ると、行政分析として8割以上の方が子どもを一人以上欲しいと考えている中で実際にはゼロ人が4割を占めている実態と、重点的に取り組む第3子以降の支援の問題との関係だが、実態と少しかけ離れた形の施 |

策になっていないか。実際、これが出されて以降、これは問題ではないかというご意見を市民からいただいている。現状と子育て世代の方の気持ちとがかけ離れている気がするのだが、どのように捉えているか。

子育て支援課長

この施策を出すまでに関係課で随分協議を重ねてきた。子どもを産んでもらうための直近の支援として、第3子以降に特化した内容となったのだが、総合戦略で目標としている出生率が2.17で、これを目指すには3人以上の出生が必要と考えた。

二人の子どもを持つ方にいろいろ話を聞いたのだが、3人目になるとかなりハードルが高いとのことで、大きな心配は実際に子育てができるか、人手部分と経済的負担が一番大きかった。3人になると教育費の心配も特にされるのだが、例えば車を例に取っても、子どもが3人いると軽自動車に家族全員で乗れなくて買いかえるなど。そういう事例を取ってみても、2人から3人になると経済的負担がかなり大きくなるという話があった。今回はいろいろ議論を重ねた中で、焦点を当てて事業を実施するというところで、戦略として第3子以降に特化した。

小川委員

考え方はわかった。この計画を知られた市民からすると、第1子、第2子は市からはお祝い金がもらえないような位置づけになる。第3子以降なら市からお祝い金がもらえる子で、上の子らは市からも祝ってもらえない子どもだと位置づけられるのかといったことを言われる。子育て中の方は異口同音にそのように訴えられたので、少し問題があるような気がしている。

澁谷委員

数字の捉え方が非常にわかりにくくなっていて、私が計算すると6600万円にならない。何を足して6600万円になるのか。

子育て支援課長

今回の新規拡充に係る予算の中に事業費総額があり、その中の一般財源部分を積み上げるとこの数字になるはずである。

澁谷委員

また後でよい。それと、結婚新生活支援事業2100万円になっている。例えば、12月定例会議で内閣府の案で今年3分の2に拡張されるならやったほうがよいと思ったのだが、結果的に財務省は3分の2を補填しなかった。その割には今回思い切ってやっておられるなと感じた。どういう選択の趣旨だったのか。担当課が違うのであれば予算決算委員会で聞く。

6600万円にならず、五千何百万にしかならない気がする。6千万円の第3子以降の保育料軽減分が、全部使われていないような計算にしかならないような気がした。

第3子以降というと、20年前はよくあった政策なのだが、今はあまりに少子化になり過ぎて、少なくとも第2子以降となっているのが多い。保育料の無料化など。それからすると1周遅れの政策という感じがする。ないよりあったほうがよいが、少しインパクトが弱い。第3子にこだわった理由の根拠は何か。今、父母だけでなく地域全体で支援しようということと、特殊出生率を3に伸ばせない



- 子育て支援課長 目標値にいかないという理由なのだろうが、第2子という意見は出なかったか。
- 一人から二人という部分については先ほども申し上げたが、現在の取り組みの中で、市民からすれば十分ではないと言われるかもしれないが、保育料の軽減などで対応している部分、それから今回の出生祝い金については先ほど小川委員からご指摘があったようなことでは決してなく、一人でも二人でも浜田市にとっては大事な子どもであることは間違いない。今回は、限られた予算をどこに使ったらよいかの議論の中で、出生率2.17を目指すためには3人以上の出生が必要なため、第3子以降に特化した施策が直近への支援になるのではないかとということで、3人目のハードルが高い部分をどのようにサポートしたらよいかから出てきた施策である。1周遅れかもしれないが今まで浜田市になかった施策で何ができるかを考えて、今回のこの内容を打ち出した。
- 沖田委員 第3子以降の出生祝い金件数だが、目標値は5年間の累計件数となっている。それが350件なのかと思うが、これだけの施策をやって過去5年間の累計ということは、上積み部分はないのか。
- 子育て支援課長 第3子以降の出生祝い金の対象人数だが、3年度は76人で試算しているが、だいたい70人くらいと試算している。5年で累計350人になるのだが、今後子どもが減っていくだろうという見込みで単純に5年かけるよりは実際は少なくなるだろうということで、目標値を出させてもらった。
- 沖田委員 考え方はわかった。出生祝い金も保育料無償化もそれはそれで非常にありがたい施策なのだが、子育てしていく上では、単発よりも継続的な支援のほうが親としてより希望が持てる気がする。継続的な支援は検討されたか。
- 子育て支援課長 今回のこの案にたどり着くまでに、ほかの施策も案に上がっていた。例えば第3子への小学校入学祝い金、育児手当を第3子に限らずに考えていた。また在宅で過ごしている子どもへの育児支援金も検討に上がっていた。いろいろ検討する中で、育児手当についてはシステム更新のこともあり、全ての子どもにそういう支援をとなると金額的なことがあり、特化した内容にする結論でこの案に至った。
- 小川委員 結婚祝い金の関係だが、国の年齢制限は39歳以下、これもけしからんが。経済支援と書いてあるが。
- 柳楽委員長 出会い結婚のところはこの委員会ではないが。
- 小川委員 そうか。
- 柳楽委員長 ほかにあるか。
- ( 「なし」という声あり )

#### (4) 新型コロナウイルスワクチン接種対応について

柳楽委員長  
新型コロナウイルスワクチン対策室長

執行部から補足説明はあるか。  
( 以下、資料をもとに説明 )

柳楽委員長  
佐々木委員

委員から質疑はあるか。

手探りしながらの準備だと思うが、とりあえず今示されているのは、3月中旬ごろに接種計画を各自治体でつくることである。大体の計画は出ているようだが、その策定状況はどうか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

3月中旬をめどに接種計画をつくることになっている。まだお示しできてない状況ではあるが、接種対象者、優先順位、接種方法、接種に当たっての課題などが出てくるが、その対処含めて担当課内では準備を進めている。

佐々木委員

その予定のころには示すということだと思う。自治体で一番懸念されているのが、ワクチン接種記録システムをいかにつくっていくか、これが非常に大きな負担になっているとのこと。これも準備に向けて進められているのだろうが、中にはこの実施が難しいという自治体の声も上がっているようである。当市の場合はどうか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

ワクチン接種記録システムの話が1月下旬に突然出てきた。実施した記録をその場で確認して、日々全国レベルでどのくらいの進捗があったかを見られる仕組みである。既存システムとのすり合わせというところで、浜田市では健康記録台帳を別に持っているので、そこのデータ連携の部分で業者と調整中である。

ただ、具体的に国がつくるこのシステムでどういうデータのやりとりができるのかはまだ示されていないのが現状である。そこを確認しながら当市のシステムとのつなぎ合わせと運用面を、医療機関にも協力いただかないといけないのだが、そちらとの調整を図っていく。

佐々木委員

国も考えてはおられるようで、このシステムを使わないと今後いろいろな相談がものすごく出るだろうということで、それを一々探しながらの対応が大変なので、このシステムでそれも回答できるような仕組みにしたいということもあるし、今後このシステムをもとにした、住民一人一人のいろいろな管理ができるようにという方向もあるようである。当初大変かもしれないが、ぜひ先進的に、前向きに取り組むことが今後の対応にも生きてくるのではと思う。

田畑委員

地域の医療機関ということになっているが、これはどこを指すのか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

イメージとしてはインフルエンザ予防接種のような形で、身近なかかりつけ医での接種からスタートしたい。そういう意味である。

田畑委員

かかりつけ医でもよいのだろうが、例えば弥栄や旭の診療所も対象になるのか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

そのとおりである。

岡本委員

インフルエンザの方式とほぼ同じかかりつけ医という話だったが、インフルエンザとコロナとでは接種対象者の数が違うと思う。コロナは、ある程度数が集まらないと実施ができないのでは。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

そのとおりで、インフルエンザワクチンは一つが二人分というのが多いと聞いている。今回最初に導入されるコロナワクチンはファ

- イザーだが、一つのバイアルから注射器によって5人ないし6人を一塊で接種していくのが課題の一つで大きな部分ある。このあたりを対応していくのが個別接種のネックの一つである。これに対処するために、各医療機関での予約の取り方、管理の仕方に留意していただかねばならない。我々もワクチンを用意して医療機関に送るのだが、事前に医療機関の予約状況を確認し、その必要数に見合うようにバイアルを定期的を送る。医療機関と我々との連携を密にして、円滑な配送をしていこうと考えている。医療機関側にとっても接種いただく方の状況管理、また市民にもいろいろアナウンスしていかないといけないのだが、予約をしっかりとって勝手にキャンセルしないとか、何か事情があるときには早目に連絡をいただくとか、そういうことも気をつけていただきたいと、周知を図っていきたい。
- 岡本委員　よくわかった。かかりつけ医においてある程度数がそろわないとできないと思う。その単位はどのような状況なのか知りたくて聞いた。
- 新型コロナウイルスワクチン対策室長　インフルエンザは二人単位だが、今回は注射針のことがあるが5、ないし6が単位になる。
- 岡本委員　かかりつけ医はそのくらいの単位ではやらないだろう。ある程度基準があって、50単位でとか、指針なり方向を示すこともあるのだろう。そのことについてどうか。
- 新型コロナウイルスワクチン対策室長　それぞれの医療機関によって、どの程度対応していくのか違いはあると思う。毎日対応されているところもあれば、週や時間帯を固めてするなど、工夫されると思うが、5の倍数、6の倍数で考えていただければ。場合によっては5が20であったりということも当然出てくると思う。状況に応じて管理していただければと思っている。
- 澁谷委員　説明資料の中に、個別接種というのが太字になっている。これを見ただけで室長の誠意がわかるが、根本的に浜田市は浜田医師会からの協力が受けられないので集団接種できないから個別接種にせざるを得ないと、そのように聞く。インフルエンザも千円の負担でほぼ無料化したにも関わらず、受診者は7割。今は500人分しかないが、国の供給体制を整えればどんどん供給されると考えられる。そのときには一気にやって集団免疫につなげなければ、経済活動を一気にスタートして飲食の営業にもどんどん行ってくれ、ということにはならないと思う。医師会の協力が得られない段階でこういうスタートを切るのはどういう判断なのか。
- 新型コロナウイルスワクチン対策室長　接種方法は、集団と個別と大別すると二つある。今回の個別接種の考え方でスタートする部分は、浜田市医師会とも何度か相談させていただき中で、この方法で進めていくことに至った。それぞれの方法でメリット・デメリットがある。今ご指摘いただいたように集団の会場を設けて一斉にやっていくことにメリットを感じる考え方もあろうかと思う。先ほどインフルエンザ予防接種を引き合いに出された。そちらの資料も見ただけであれば、全体的に7割というこ

とだったが、個別実施分を合わせて見ていただくと、例えばインフルエンザ10月分では一月に1万9千件くらい接種できた。11月分では1万6千件くらい。二月で約3万5千件の接種ができたのが見てとれる。今回の対策室から出した資料の中ほどにも書いているが、当初行う高齢者部分、ざっくり2万人が8割受けたとして2回分で3万2千回くらいは必要だと記している。この3万2千回というのが、物が違うので一概には言えないがインフルエンザだと2か月分くらいで、個別医療機関で実績ができた。この辺を勘案すると、このやり方で進めて3万2千という目安をクリアできるという見立ても一方である。そのあたりを根拠に個別接種の有効性も感じている。

いろいろな自治体で試験的にやっているのを見ることもある。1月の委員会だったか、川崎市の集団接種の模擬試験の様子を話題にされたことがあった。あのときにもネックになったのが予診部分。接種を受けに来られる方を初見の先生が丁寧に診ていくのは大変時間がかかったというのがそのときの課題にもなった。かかりつけ医なら平日頃からその方の状況を確認しているため、円滑に進むという点での大きなメリットではないかというのも今回の進め方の利点だと考えた。

今回の個別接種を医師会とも相談しながら、こちらのメリットを感じて、当初はこれで動いていこうという判断に至った。

澁谷委員

今の室長の説明を聞いてもさっぱりわからない。どう考えても、個別であれば一人が来られて命を守りたいのでワクチンを打ってくれと言っても、1本で5人、6人分取れて、あなたは6人グループになってないので受け付けられないと、言うのは簡単だがそれが本来の行政サービスなのか。生命財産を守るのが自治体の根本的な使命であるのに、そのようにハードルを高くしているのはどうかと素朴に思う。インフルエンザは1本で二人分。それからするとロス率をはるかに多くなる危険性もはらんでいる。だからこそ島根県内のほかの自治体は集団接種をするのでは。浜田市はそれができないから、今のような答弁になっているのでは。誰が考えても集団接種で集中的に提供したほうが、スピード感、安心安全感から言っても管理がしやすいはずである。行政が、毎日先生にチェックをかけて、現地に確認するようなことができるのか。

今の島根県知事のパフォーマンスを見ると、浜田市が名指しされて、浜田市だけは個別対応しかしてもらえないといったことを言われかねないのでは。そういう心配はないのか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

集団接種のメリットや個別接種のデメリットについてお話をいただいた。メリットもデメリットもいろいろある。確かに集団接種のメリットも多分にある。ただ、予約の取り方そのものは、集団であっても個別であっても事前に予約していただき一定数を確認しながら進めていくことになろうかと思う。個別の診療所で見えていくと小分け管理が難しいということが出てくるかもしれないが、そのあた

りは我々と医療機関とがしっかり状況確認しながら連携していきたい。

また接種の仕方は、島根県にもいろいろ見解があると思う。知事もいろいろ発言されたと聞いているが、県担当課とも連絡調整しながら、浜田市はこういった考え方でやってみたいのだということとは理解いただきながら進めている。

澁谷委員

よくわからない。基本的には浜田市の病児病後児保育の大失敗は医師会との連携というか、互いを尊敬し合い敬意を表しながら対応することにつながっている。何年前からの延長線上で。そう思わざるを得ない。

個別接種からスタートするが、ある時期から大量に浜田市に入ってきたら集団接種に切りかえることができるのか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

高齢者は通院されているケースも多いので、スタートの高齢者は個別接種から始めていく。高齢者が終わってもっと若い年代の方となってくると状況も変わってくる。このままずっと進め切れとは思っていない。そのあたりの対応をうまく切りかえていけるかは我々の準備次第でもあろうかと思う。医師会や関係する皆と対応を確認しながら進めたい。具体的にいつの段階からどのような形での接種の仕方にするかはお話しするに至っていないが、もちろん円滑にいくように努める。

澁谷委員

これは大きな問題なので、担当室長ばかりに責任を負わせることのないように、全庁を挙げて対応するべきだろう、副市長。

副市長

今室長が申したように、まずこれは全庁的に対応しなければいけないということで対策室をつくった。これは全庁から職員の助勤などもしながら体制をまずつくることからスタートした。接種方法については室長が申したように、医師会との協議の中で、一つの実績として昨年のインフルエンザワクチンは7割が接種できた。それも2か月で、通常診療をやりながら医師にご協力いただいた。確かにインフルエンザは一つのバイヤルで二人分で、予約も簡単にできるのだが、今回は一つで5人か6人。そういう違いはあるが予約制でやるのでロスがないように管理しながらやっていけば、かかりつけ医の安心感や副反応の対応、特に高齢者はそういう心配もあるとのことで、医師会からも個別接種で自分たちも対応、協力ができること提案いただいた。

集団接種についても検討している。場所、またワクチンが予定どおり来なかったときの延期や会場の問題など、いろいろ出てくる。集団接種を全くやらないということではない。希望された皆にいかにかワクチン接種ができるようにするかが主眼で、このことは医師会の先生方にも十分ご理解いただいているのでしっかり連携して。東京都練馬区であったか、こういう方式を最初に出されて、国も最初は集団接種しかないという認識だったが、小分けもできる、配送もできるという実例が出てきたので、国でも集団接種・個別接種、両

方併用など、いろいろなパターンを自治体の実情に応じて考えてほしいと。中には市町村をまたいで一緒にやる自治体もある。浜田市は医師会のインフルエンザの実績などを踏まえてご協力いただく。市としてもそれで接種ができるということで、今の段階ではスタートしたい。途中でこの方式だけでは無理だということであればしっかりと協力して、市民が接種できないことがないように、常にいろいろ想定しながら、全庁を挙げて対応していく。

岡本委員

かかりつけ医等々は理解したが、市民への周知は。早く受けたい人、知りたい人もあるだろう。周知方法についてお尋ねする。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

一般的には広報やホームページがあるが、今回は情報が随時更新されることもある。まず接種のスタートが確立する段階で、接種券や予診票を個別に郵送する。その中で丁寧に案内したいし、併せて近く問い合わせ用のコールセンターを設置しようと思っている。このコールセンター連絡先も個別案内をする際に、わかるようにお知らせしたい。

佐々木委員

個別接種という浜田市の進め方は、これもお互い顔が見えてメリットがあるのだろう。住民が安心してやすい方法なのかと思うが、当初聞いた段階で、ざっくりで、4・5・6で高齢者が受けて、7・8・9で一般の人という流れだったが、今は多分短くなっているのではと思う。ワクチンが入る状況によって変わる話だと思うので、先ほど回答があったように、より皆に行き渡りやすい、トラブルが少ない内容でやってもらいたい。

個別でも集団でも、そこに来られる人はよいが、問題は接種に来られない方も一定程度おられるだろうということ。訪問接種ということも聞くのだが、そういう方々への接種の考え方があれば聞きたい。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

個別接種ということで各クリニックで接種をしていただくことでスタートするのだが、個別のクリニックで訪問診療されている先生もおられる。そういった先生が、訪問先、訪問するタイミングでの接種も考慮いただいている。個別の住民一人一人にどこまでそのあたりの手当てができるのか確認までは行き着いていないが、今のような形で、訪問診療に併せて接種も考慮いただく形で考えている。

村武副委員長

高齢者向けで3万2千回とのことだが、それでも最初は1回に入ってくるのが本当に少ないと思う。医療機関への振り分けはどのようにするのか。

新型コロナウイルスワクチン対策室長

4月の段階で浜田市に届くのが一箱ないし二箱と見込まれる。この部分だけ接種をスタートしたほうがよいのかどうかは、難しいところだと思っている。関係するところとの調整ができてないので先走ってお話しするのも難しいが、例えば施設に入所されている方からスタートするのかとか、個別の医療機関に少しずつでもというやり方で考えていくのか。そのあたりは関係する方々との相談の中で進めていきたい。

柳楽委員長

ただあまり細かい単位でスタートして、すぐ行き詰まってしまうのも考えにくいので、ある程度皆に打っていただける条件を整えてからのほうがよいとは思っている。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) 第3次浜田市環境基本計画の策定について**

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

環境課長

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

岡本委員

第2次と第3次の違いは。

環境課長

第2次では各自治区の取り組みも記載していたが、第3次では全市一体で取り組む形に改めている。それから今回はSDGsを意識して、基本的な方針についてSDGsとの関連を示したようなものとしてつくっている。

岡本委員

これまで法律が変わった。その中でこういうところが変わったところとはとくにないのか。了解した。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

**(6) 「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について**

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 以下、資料をもとに説明 )

環境課長

委員から質疑はあるか。

岡本委員

このガイドラインが、施工される側にとってどのような形で抑止力、指導になるのか。ただ浜田市はこういうガイドラインを持っていると示しただけでは、なかなか実効性はないだろうし守れる部分を守れないのではないのか。ガイドラインを示すメリットは何か。

市民生活部長

このガイドラインはあくまでも指針なので、法的拘束力はない。ただ、このガイドライン内にも書いてあるとおり、今後環境アセスメントの手続きの中で市長意見を言う場面がある。そういったところで市長意見を出すときに、考え方の基準となるのがこのガイドラインに沿っているかどうかで市長が判断して意見を言う。法的拘束力はないが、相手に対して抑止力なり、市長の考えに基づく計画に変更していただくなり、そういう効果はあるのではと考えている。

岡本委員

浜田市はこういう規程を持っている、従ってこれを考慮されたいという言い回しになるのか。今の答弁を聞くと、この計画はだめだということにはならない。これは考慮されたいとなったときに、法的根拠がないと突っ込まれたらそれ以上言えないのでは。その辺はどうか。

市民生活部長

特にこういった大型風力などの環境アセスメント手続きにはかかるような事業は、事業の権限はあくまで国にあるので、国の法律が優

岡本委員

先する。国の法律を上回るような条例で勝手に規制できないので、浜田市はあくまでも市長意見として市の考え方を示す。浜田市と協力関係が築けるような内容で事業を進めていただきたいとこちらも思うし、事業者もそういった良好な関係性を築いて事業運営したいであろうという前提で考えている。

市民生活部長

新聞報道を見て思ったのだが、「整備に適した事業者については国内ではおおむね云々」という、ある程度の実績を述べている。この解釈がよくわからない。そうでないところはもう認めないということか。

岡本委員

ガイドラインの中で、その条文は第3の事業主体の(1)である。日本国内でおおむね2年以上、7500キロワット以上の大型風力発電事業を行った実績の有無、というのがある。日本国内でそういう大型風力を建設運営して、今までの事業の進め方、あるいは風力発電の運営の仕方、2年間大きな事故も住民トラブルもなくやってきたところは信用できるだろうというところで判断をしたい考えである。初めて大型風力に取り組みられるような会社は、言葉だけでは何を信じてよいのか我々もわからないので、ある程度国内での実績がある会社のほうがよいということで、こういう目安をつくらせてもらった。

市民生活部長

状況はわかった。過去の一般質問で、風力発電と外資系という話をさせていただいた。私があおむねのときに質問しているのは、結局外資系が風力発電をする敷地を取得することに問題があると思って質問した。

それについてはこの検討の中には多分ないのだろうし、市としてはその辺の考えはどのように整理されているか。

外資系、日本資本系というようなことは、国の法律でも規制されていないので、勝手に市町村段階でそれは言いにくい。逆に言えば差別的になるので、そこははっきりとは書けない。当初日本資本で始めた会社も途中で外資系になっているものがたくさんある。資本関係は会社の経営で変わるが、会社の資本状況を常時監視しているわけにいかない、このガイドラインから外して考えたい。我々が一番求めているのは、安定的に安心した会社に任せたいという点なので、もちろん外資系できちんと実績があつて良好な会社ならよいだろうと思う。

岡本委員

委員が一番心配されているのは土地取得であろうと思う。風力発電のほとんどは、土地を買うのではなく借りる形である。未来永劫、外資系がその土地を所有することは考えにくいかもしれない。

部長の言うとおりの取得されたと心配している。その部分で、浜田市がある程度管理できるというか。貸すと言っている間にか売買されて外資系に取得されているようでは問題であろう。賃貸から売買が変わるときに把握できるようなシステムなり仕組みなりが要るのではということをおおむねの一般質問で言っている。その



市民生活部長

辺の考え方をお尋ねする。

ガイドラインでいえば3の事業主体の(3)に当たる。将来にわたる事業の継続性の見込み及び事業開始後少なくとも10年間における第三者への売却・譲渡・貸付等の可能性の有無をここで問うている。最低でも10年間は事業主体が変わらず、契約関係も変わらずにやるような会社でないとよしとしない、という意味合いである。それ以降は、会社も経営なので我々が経営の仕方に規制をかけることは難しい。あとは会社の経営状況で、会社の経営が成り立つような方法を各会社が考えられる。その辺にあまりこれ以上の規制のようなことは言えないだろうと考えてこういう書き方にさせてもらった。

岡本委員

規制ではなく、状況を常に把握できる環境をつくっておかないといけないだろうとなると、報告義務を与えらるか。例えば10年なら10年後に経営形態が変わったとしても報告しなければいけない、例えば賃貸から売買に変えるときも報告しなければいけないという形で、報告義務を負わせる。行政側もそこをチェックする。そういう環境を整備すべきだと私は思っている。そのことについてお尋ねする。

市民生活部長

言われることも理解できるので、ガイドラインはこれで始めさせていただくが、今後そういう条項の追加も考えながら進めていきたい。

澁谷委員

電力の問題を考えると、浜田市はどういう考え方なのかを明確にしないといけない状況に今あるのではと思う。毎日皆が電気を使っていて、電気のない生活は考えられないような状況であるにもかかわらず原子力はだめだ、火力発電はCO2が出るからだめだとか。太陽光パネルは最後に投棄して水質汚染になる。風力も環境にいろいろ問題がある。では電力をどうするつもりなのか全くわからない。国の上位法だという話が出た。しかし国の政策は、発電送電分離をやったが電気代がものすごく高騰しているとか、太陽光発電の買い取り額が40円だったのが今や一桁である。ではどういう方向に向かっているのかわからないし、東京電力福島原子力発電で、あれだけの苦しみを国民に与えておきながら、誰も経営責任をとっていない。そういう中であって浜田市のできることは限られているのだろうが、何か指針とか一本線がないと、いつまでもふらふらして落とすところがないのでは。

市民生活部長

国全体のエネルギー政策の話は市町村には荷が重いのだが、浜田市のスタンスとしては、やはりエネルギーは大切だし自前で確保するのが一番よい。国の方針でもあるが、自然エネルギーあるいは再生可能エネルギーの導入を推進する方向性は取っていききたい。

ただ、再生可能エネルギーを導入するに当たっては地域住民の声も聞きながら、自然環境との調和あるいは住民不安を少しでも払拭できるような何か目安・基準を持ちながら導入を進めるのが一番大切だろうと思いいこのガイドラインをつくった。

- 澁谷委員 施政方針でもSDGsの中での環境をスタートしてそれから広げていきたいという答弁だった。インマイバックヤードで市民は誰でも自分の近くにそういう施設は欲しくない。そのような中で、どこかで落としどころを決めなくてはいけないはずなのだが、今の答弁からすると、状況が起こった段階で判断していこう、臨機応変に対応するということなのか。
- 市民生活部長 そうではなく、この風力のガイドラインは、特に大型風力発電事業に対しては住民不安が大きく、反対運動もあるということで、その落としどころを見つけるためにこれくらいを目安・基準は守ってください、それを守っていただけるなら浜田市としては歓迎したい。住民と再生可能エネルギーの推進とのバランスを取るつもりでこのガイドラインをつくったと理解いただきたい。
- 小川委員 当初から条例をつくるとか、ガイドラインをつくるという話があったが、条例はやめてガイドラインにされた理由はあるのか。
- 市民生活部長 条例にすると法的拘束力が出てくるので、国の法律との整合性や、いろいろな条項、項目ごとに調整が必要になったり、法令に反していないかということが出てくるので、難しい部分が多い。そうではなく単なる理念条例ならできる。理念条例で風力発電に関する条例をつくっている自治体はたくさんあるが、それだとあまり中身がないという思いがあり、それより実質的な市の考えや目安が示せるようなガイドラインのほうがよいのではないかと考え、条例ではなくガイドラインにした。
- 小川委員 理解した。施行期日まで書いてあるが、実際今までも賛成の方もいれば反対の方もおられる。そういう意見は恐らくこのガイドラインの中にある程度盛り込まれたのだろうが、特に反対の意見については、今さら声が出たとしてもこの中身は今後見直しの際には考えるが、これでスタートするのだと、もう住民意見を反映する余地は残ってないのか。
- 市民生活部長 反対する住民の意見書もいただいているし中身も見ている。それを見た上での判断である。ある程度の科学的根拠や、人によって捉え方が違う主観などではなかなか目安が作りがたい。ほかの自治体の例も参考にしながらこういう形にした。反対住民団体の意見全ては盛り込んでいないが、盛り込めるところは盛り込んでバランスの取れたガイドラインになっているのではと思う。
- 小川委員 2ページ目の上から2行目にある、住宅から600メートル、これが恐らく一番焦点になると思うが、現在建てられている風力施設から600メートル以内に住居があるような事例は今のところないのか。
- 市民生活部長 現在既に建設されて稼働している風力には該当しない。これからつくられる風力については、もしかしたら該当するかもしれない。建設位置がはっきりして、そこから測量したわけではないので、はっきりしたことはまだわからない。ただこういう数値を示し、これに沿うような計画にしていってほしいというのが浜田市の思いであ

小川委員

る。600メートルや風車の高さの4倍というのは、ほかの自治体の例を参考にした。風力から何メートル離れたら騒音や低周波が聞こえないといったことのはっきりした科学的根拠はいまだないが、ほかの自治体が示している数値を参考に、これからは風車自体のサイズが大きくなるので最大値の数値を採用して一つの目安にした。

住民の方から言われれば、低周波の問題にしても、距離が遠ければそれだけ影響が少ないかといえ、例えば5キロくらい離れていても睡眠障害を訴えている方もおられると聞いている。反対されている方からすれば600メートルというのは少し近過ぎるという意見が強い。住民からすれば今まで住んでいた環境が、それが建つことで一気に害されてしまうということで、すごく危機感を持っておられる。結局600メートルとガイドラインで示されると、601メートル離れていれば全然問題ないとなると、建てられた環境の中で一生を過ごさねばならない。そこに生活する市民が我慢しなければならないことに市がガイドラインでお墨つきを与えることにしなければならない。そういうことについては反対される方からは問題点が指摘されると思うが、これからどのように対応されていくのか。

市民生活部長

一応の目安で600メートルである。これから科学的根拠が示されればそれに合わせる。ただ、この600メートルというのは日本の中では一番遠く離れた基準である。そして、600メートルに限らず風車の高さの4倍ということは、風車の高さが200メートルになればその4倍で800メートル離れなければならない。風車の大きさに応じて距離を取るようにはしていく。それで様子を見て、本当に600メートルあるいは風車の高さの4倍では足りないとなれば、この内容を変えていく必要があるかと思う。

小川委員

これでスタートしてもそういう見直しの機会はあるということだと思ふ。先ほど岡本委員が言われた外資系の関係で今問題になっているのが契約方式。地上権設定契約というのが最近各地で問題になってきている。この点についてはこのガイドライン策定に当たっては検討されたか。

市民生活部長

先ほど岡本委員の質問に回答したように、少なくとも10年間は譲渡や貸し付け等を変更しないとある。ただ、地上権が問題だとしてもそれが今の法律で認められている以上は、それをもってだめとはこちらとしては言えない。やはりそれは国が問題意識を持って地上権の設定のあり方を変える、あるいは規制するなどのことが必要なのだろう。もしそれが本当に問題であれば、地方からも声を上げていく必要があるかと思っている。

小川委員

住民からすれば今の生活の質を守ってもらいたい。これができることによって、先ほどから国の法律などを超えてそういうことはつくれないと言われているが、自治体とすれば今住んでおられる住民の日常生活をきちんと保証することが必要で、そのためのガイドラインであるべきと思うので、600メートルでは近過ぎるということ

があるとなれば、もう少し距離を離す。それが妥当ではないかと感じる。今後見直しの時期などにそういうことが出ればぜひ考えていただきたい。

副市長

このガイドラインはかなり細かい項目まで書いてある。ここまで書いてある自治体のガイドラインはないのでは。今回部課長は一生懸命、他自治体事例を参考にしてやってくれている。確かに十分でない部分もあると思うが、市長は、県を通じて意見を言うという立場である。今までは意見を言う場合に住民の賛成や反対の陳情を受けて主観的なところでその都度やっていたものを、ある程度客観的なものを示して、新たにつくられる事業者も見やすくする。この内容が十分でなければ直す。今回住民説明会というのを入れて。ここで地元住民の理解も得てくださいと書いてあるので、そういうことを踏まえて最終的に浜田市が判断する。県を通じて国にしっかり意見を言う一つのたたき台になると思っている。

一步踏み出したということで、今後これが十分でない部分は改正もしながら、意見もいただきながらやっていきたい。これまでなかったものを新たにつくるべく担当部課長が考えてくれたので、ぜひまた意見をいただければ、これをさらによいものにして、基本的には再生エネルギーは導入するのが浜田市の考えであるので、住民のご理解をいただきながら取り組んでいきたい。

佐々木委員

こうしてある程度細かいところまで決まりができてよかった。一つは、アセスメントで市長意見が主観的だったのが、客観的に、より具体的に内容が示されるようになったことが一番の大きな意義と、まず捉えてよいのか。それによって事業者に対する一定程度の効果も変わってくると思われているのか。

市民生活部長

そのように捉えてもらってよいと思う。効果が出るかどうかは今からの話なのでよくはわからないが、既に計画されている事業者とは、これから詳しく協議する上での土台ができたのだろうと。これをもとにして住民の不安が少しでも払拭できる状態に持っていき土台ができたので、このガイドラインから業者と話を詰めていくことが、これからできるというところで期待している。

佐々木委員

法的強制力はないにしても、事業者側に対するいろいろな意味合い、歯止めにはなるということだろう。

一番気になるのは土地取得の問題。小川委員が言われた地上権設定などになると事業者側に有利な契約になって自由に売買もできるし貸し付けもできるということで。本当に地主の方が契約そのものをしっかり把握して契約されているかが一番心配である。言われたことをそのまま信じてやると、よく見るとそうではなかったということになると大変な問題になる。他市では災害で倒れたのをそのまま置いて逃げ、あとは地主や自治体が何億という費用でどかさねばならないとかいろいろあるようである。このガイドラインに入れ込むことにはなかなかないかもしれないが、要は契約時の

地権者は、3番目のあたりで、契約者にしっかりした内容を伝えるとか、相手方には第三者に相談するなど、より契約が理解できて後々問題にならないようにするのが大事だと思う。今後心配があれば考えていかれるようなことになるのかもしれないが、その辺の見解があれば。

市民生活部長

契約は当事者同士なので市が間に入るのは難しいと思うが、住民の皆さんにわかりにくいことであれば市も積極的に相談に乗り、アドバイスしたいと思っている。

佐々木委員

これは本当に騒音や自然災害に与える影響以上に大変大きな問題だと思うので、その辺もできる限り協力して手助けになるよう、しっかり取り組んでいただきたい。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

ではここで休憩を取りたい。再開を2時40分とする。

[ 14時29分 休憩 ]

[ 14時29分 再開 ]

#### (7) インクカートリッジの回収について

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

環境課長

( 「なし」という声あり )

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

澁谷委員

これは再利用のためにメーカーの協力を仰ぎながら実施するということか。

環境課長

そのとおりである。対象となるのはブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの純正商品となる。これを回収してメーカー側でリサイクルする流れになっている。

澁谷委員

それぞれ集めたものをメーカーごとに送るのか。

環境課長

仕訳の拠点があるのでそちらへ送り、そこから仕訳となっている。

柳楽委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (8) 令和3年度 地方税制改正の概要について

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

税務課長

( 以下、資料をもとに説明 )

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

岡本委員

いろいろな税制改正が行われるようだが、(1)の住宅ローン控除についてお尋ねする。そもそもの目的は何か。

税務課長

最初の創設が、消費税10%引き上げに伴う駆け込み需要を緩和する目的だったのだが、今回はコロナなど景気の減退を緩和するためということだと思う。

岡本委員

理解した。全体的に今の景気に対する押し上げとして、どんどん

打ち出されたのがこの状態と認識してよいか。

税務課長 住宅ローンやセルフメディケーションなどはそうである。それと退職所得の適正化であるとか、雨水貯留施設等で災害を考慮したことになっている。またシェアサイクルサポートについては環境への配慮に後押しするということと思う。

岡本委員 今後の条例改正でこのことが出てくるということか、再度確認する。

税務課長 地方税法の改正なので、この項目が全て条文として上がってくるかは今のところ全てではないと思うが、大筋の考え方はこうであるということで説明した。

柳楽委員長 ほかにないか。  
( 「なし」という声あり )

(9) その他  
(配布物)

- ・浜田市障がい福祉計画（第6期）・浜田市障がい児福祉計画（第2期）
- ・浜田市高齢者福祉計画
- ・浜田市人口状況（R2.11月末～R3.1月末）

柳楽委員長 そのほか、執行部から何かあるか。

工務課長 1月7日からの凍結被害のさらなる実態調査について、先日の一般質問などあったが、その後の状況について配付できる資料はないが、口頭で本日段階の検討状況をお知らせする。

現在、さらなる実態調査の内容と実施方法について課内を中心に検討している。この方法が決まり次第、調査に着手したい。なるべく早く着手すべきと考えており、今月中に業務委託できるように進めている。そうすると今年度予算を利用することになるのだが、現在の上水道事業会計の執行状況を見ながら、今年度予算を活用し取り組む。契約が今月の中旬から後半になろうと思うので、事業としては予算繰越によることが前提になる。そのような状況で今進めていることを、口頭ではあるがまずこの委員会の皆に報告させていただいた。今後具体的なものがあれば、またそれぞれ報告させていただきたい。

柳楽委員長 報告が終わったが質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

そのほかにも執行部からあるか。  
( 「なし」という声あり )

配布物が3件出ているのでご確認いただきたい。

それでは、ここで執行部からの報告事項、先ほどの追加分も含めて9件について、全員協議会へ提出し説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

地域福祉課長 (6)「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定についてを報告したい。

柳楽委員長 ( 「ワクチンの件はよいのか」 という声あり )  
 ではワクチンもお願いしたいがよろしいか。  
 ( 「はい」 という声あり )  
 ではその2件でお願いします。

## 10 所管事務調査

### (1) 浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所の整備に係る進捗状況について

柳楽委員長 執行部から説明をお願いします。  
 子育て支援課長 ( 以下、資料をもとに説明 )  
 柳楽委員長 この件について委員から質疑はあるか。  
 澁谷委員 現状ではこの病児・病後児保育の委託先はまだ決定していないのか。  
 子育て支援課長 まだ手法が決まってないため、委託先も決まってない。事業手法は今月中に決める予定である。  
 澁谷委員 事業手法が決まってないので委託先が決まってないという答弁は、スケジュールどおりに運営して間違いなく進展しているという印象を持つが、実際、この浜田市役所地下で病児・病後児保育をしようとしたら受け手がなかった。それで病後児保育だけスタートした経緯がある。そういう失敗を考えたら大丈夫なのか。受け手については間違いなく大丈夫なのか。  
 子育て支援課長 新しい施設は庁舎とは離れているので、できれば指定管理で進めたいと考えている。業者については複数から質問をいただいております、複数業者があるかと思っています。  
 澁谷委員 きちんと病児保育がスタートしていただけるなら何も言う必要ないのだが、ふるさと体験村の開設にしてもどんどん先延ばしになっている。だから病児・病後児保育も長い間トラブルがあって、解決しないまま引っ張って、結果的に今のところに新たにつくらねばならないことになっている。だからよほど慎重に、万難を排して取り組んでいただかないと、本当の意味での病児保育で子育て世帯の保育の軽減にはならないのは言うまでもないと思うが、大丈夫か。  
 子育て支援課長 地下でするときには直営で病後児だけ始めたが、つなぎという意味でまずは開始して今に至っている。令和3年度については直営で1年間実施した場合の予算として計上しているが、指定管理となった場合には債務負担が生じるため、6月定例会議に設置条例と補正予算について上程する予定なので、3月中には方針決定したい。  
 柳楽委員長 ほかにないか。  
 ( 「なし」 という声あり )

### (2) 乳幼児発達支援事業（巡回訪問）について

柳楽委員長 執行部から説明をお願いします。  
 子育て支援課長 ( 以下、資料をもとに説明 )

- 柳楽委員長  
佐々木委員
- この件について委員から質疑はあるか。  
5番の割合とは、気になる子どもがこのくらいのパーセントでおられるということか。
- 子育て支援課長
- 在園児に対してこの訪問対象児というのが気になる子どもなのだが、その合計の、色のついているセルの割合がこのパーセントとなっている。
- 佐々木委員
- その結果、クリニックにつなげたりといった数はまだわからないのか。
- 子育て支援課長  
佐々木委員
- ここには示していない。  
その辺がわかれば本当はよかったのだが。また教えてほしい。  
5歳児健診ができない、脳神経小児科医の先生が難しいということなのだが、1歳半や3歳のときの集団健診はこういった先生がされるわけではないのか。
- 子育て支援課長
- 乳児健診、1歳半健診、3歳児健診は、小児科医の先生にお願いしている。
- 佐々木委員  
子育て支援課長
- 5歳児健診は小児科医の先生では少し対応しがたいということか。  
5歳児健診の意味を考えたとき、発達障がいに特化して、そういう子どもを就学にもつなげるための健診という意味で、やはり発達障がい詳しい先生が望ましいということで、専門の脳神経小児科医にお願いできたらよいのだが、先ほどのような理由で実施に至っていない。
- 佐々木委員
- 理解した。この間も保育連盟の方が言われたのが、4歳のときの巡回で気になるのだがという申し出による健診だと、それ以外の方がなかなか手を上げられないということで、本当はそれ以外にもおられるのに、集団でやってほしいのだと特に言われていたのだが、それがなかなか難しいということか。
- 子育て支援課長
- 集団での健診ができないのは先ほどのような理由なのだが、集団健診にもよいところはある。全ての子どもに対して一律に見ることができることと、5歳のときの発達段階を見て保護者に伝えることができる、保護者の安心感にもつながるのだが、園に属している場合、1対1では子どもとやりとりができても集団の中に入ると違った様子が見えるときもあったりということがあり、普段園で過ごしている様子、集団の中での様子をいつも見られている先生の様子も聞きながら、巡回訪問で専門スタッフが複数の目で見ることによってわかる部分もあり、それぞれによいところがある。  
浜田市は、現在は巡回訪問の形で実施している。
- 佐々木委員
- いずれにせよ現場の保育士が、この数字でも出ているように、そういう子どもが増えつつあるので、その対応に非常に苦慮しているし非常に心配しておられる。これプラス何か対応していただかないと、現場の対応ができないのではないかと思う。新たな一手を考えていただきたいのだが、いかがか。
- 子育て支援課長
- 保育所の先生方も研修など積まれて、気づいていただけることが



多くなっているところから、この数が増えていると思っている。就学につなげるという意味では5歳よりもっと早くそこがわからないといけないところから、もっと小さい年齢での健診でそこに気づけるように保健師も気をつけて見ているし、それから保護者の受け入れがポイントかと思っている。大きくなってからそういったことを言われるよりも、小さいときから周りが気づいて伝えて理解していただいて、子どもにとって一番よい方法で就学につないでいくのが理想的だと思っている。そこの部分で保育所の先生方に負担があることについては、子育て支援課の保健師もフォローさせていただき、ふだんから相談に乗っているが、保護者の理解が難しいところについては協力してこれからも対応していきたい。

柳楽委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 側溝の悪臭について (資料なし)

柳楽委員長  
環境課長

執行部から説明をお願いします。

周布町のトライアル西側付近や門田公民館上方の住宅地周辺の側溝について、2月26日と3月1日に環境課職員が現地へ出向いて調査したが、両日とも特に悪臭は感じなかった状況であった。今後、悪臭などがあれば、環境課へ連絡いただき、対応したい。

柳楽委員長

この件について委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

## 11 その他

柳楽委員長

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、執行部はここで退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

柳楽委員長

それでは、本日の議案について、採決を行う前に自由討議を行うべき案件があれば、委員から提案をお願いします。

( 「なし」という声あり )

それでは、執行部提出の議案5件について採決を行う。

### ○「議案第8号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

した。

○「議案第16号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第17号 浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第18号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第21号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。

委員長報告は3月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認をお願いします。皆に目を通していただき、よろしければ、委員長報告をその内容で行いたい。

議題12に入る前に、1点、今回実施した「請願等の意見陳述」について、実施してみてもの改善点等やご意見をいただきたい。

これについては、意見陳述を実施した各委員会から意見等を出してもらい、議会運営委員会に持ち寄って、最終的な規程を作成されることなので、よろしくをお願いします。

何かご意見などないか。

請願と陳情について意見陳述をいただくのは、いろいろ聞けたのでよかったと思う。ただ1点ほど、請願の意見陳述の時間を延長さ

岡本委員

田畑委員

れたことについてどうなのかと思っている。この辺の工夫がいるのかなと。事前にこの時間をお願いするとしっかり伝えておく必要があるし、読み原稿があるなら時間をはかればわかるはずなので、そういうガイドが必要かと思った。方式としてはよいと思う。

今回初めて陳情者・請願者に対して3分間で説明を受けた。特に請願者の場合、少し時間がオーバーしている。一応3分とお話ししてあると思うが、時間は時間として守っていかないと、次回は3分が5分になったりする可能性もある。説明不足であっても時間は時間として切らねばならないと私は思う。

柳楽委員長

陳述者の時間が長くなったのは私の進行も問題があったかと思っているので、そのあたりは考えたい。

小川委員

一応3分と陳述者には伝えてあるのかもしれないが、その受け止め方。その時間になったらマイクが切られるならだが、1、2分くらい伸びてもまあよいのでは、ということがもしかしたらあるかもしれないので、そこは事前にきちんと伝えるほうがよい。1分くらい、と延長を許したらまた悪い前例をつくってしまう形になりかねない。最初に、必ずこの時間で終わるよう強くお願いしておくことが必要である。

柳楽委員長

ほかにはよろしいか。

( 「なし」という声あり )

では、今出た意見について、書記から、議会運営委員会へ報告をお願いする。

## 12 取組課題「子育て支援について」(委員間で協議)

柳楽委員長

2月18日に提出した子育て支援策に関する要望書に対する、当日の報告をタブレットに配信しているので、ご確認をいただきたい。皆見ていただけたらどうか。

市長からは、前向きなものも後ろ向きのものもあったが、副委員長から言っていたらどうか。

村武副委員長

(1) ITを活用した子育て支援策についてということで、①子育てアプリ導入についてだが、これは執行部も検討しておられた。実施している他市に聞くと、情報発信する作業の負担がかかると聞かれたとおっしゃっていた。執行部としてはすぐに取り組むのは難しいと考えておられる。また紙ベースの母子手帳をなくすわけにはいかないので、我々は紙ベースの母子手帳をなくしてほしいとは申し上げていないので、ここは後ろ向きだった。

②相談体制で、SNSの活用についてだが、コロナ禍で面会相談ができない方への相談方法としてオンラインを利用して相談を受ける態勢を準備している。早ければ3月から実施予定とのことだが、オンラインでというのは我々が申し上げているSNSの活用ではないので、ここも少し後ろ向きだと感じた。

③子育て支援サイトのQ&Aの掲載についてだが、子育て支援に

についてのホームページは特にリニューアルを検討しているとのことなので、その中でQ&Aについては市民からの質問で共通したものが多くをまとめたとのこと。

(2)として子育て世代が子どもと一緒に遊べる場づくりについて。

①として各自治区1か所以上、遊具のある公園などの整備についてだが、具体的にどこの地区を指すのか聞かれたので弥栄だと申し上げたところ、弥栄支所と早急に相談して、当委員会でも協議していたが、杵束コミュニティセンター側に遊具の設置を検討したいとのこと。この要望書を持っていった際に、子育て支援課と都市建設部長が同席していたので、建設でも支所と相談するとおっしゃっていた。市長からは、各自治区1か所と言わず市内の子育て世代が集まる場所になるべく多くの遊具が設置できるように検討していきたいという、我々はせめて1か所以上と申し上げていたのだが、市長はもっと多くの場所をつくってほしいという積極的な発言があった。

あと、遊具に関してだが、市長はブランコは事故が多い遊具と認識されているので設置は難しいと何度もおっしゃった。

点検については、維持管理課で一括管理するようになったので、こちらもお気をつけていくと言っておられた。

柳楽委員長

要望書についてはこれで終わる。

あと政策提言に向けて今後の進め方に対する意見や新たなテーマについて、皆からいただいた意見をまとめたものをタブレットに配信している。今日これについて皆で意見交換ということにはならないと思う。そうすると、どこかでまた委員会を設けたいと思うが、日程を決めたい。

《 以下、日程調整 》

柳楽委員長

それでは、次回は3月18日の午後1時からとする。政策提言に向けての皆から出していただいたものはタブレットに配信されているので、次回の委員会までに各委員のものを確認していただきたい。

以上で福祉環境委員会を終了する。

( 閉 議 15 時 26 分 )

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞